核禁条約発効５年

744地方議会が意見書 日本政府は参加を

22日は核兵器禁止条約が発効してから5年。署名国95、批准・加入国74と大きく広がる一方で、被爆国でありながら日本政府、高市早苗首相は禁止条約に背を向け続けています。これに対し、禁止条約参加を求める地方議会の意見書（趣旨採択を含む）が744に達し、全178議会の約42%となったことが原水爆禁止日本協議会（日本原水協）の調べで21日までにわかりました。 ↓関連⑧⑭面

埼玉県加須市議会は昨年12月10日に可決。埼玉県原爆被害者協議会（しらさぎ会）が県内全63市町村議会に「被爆者の声を議会の場で伝えたい」と要望したことを受けて11月28日、同市議会は「被爆者の声を聞く証言会」を開きました。意見書には、証言会で被爆者が語った広島での体験がつづられ「被爆者の証言は、私たちに核兵器の悲惨な実相を伝え、二度と使用してはいけないという思いを強くさせた」としています。

滋賀県近江八幡市議会は昨年12月19日に可決。意見書は、日本原水爆被害者団体協議会（日本被団協）のノーベル平和賞受賞は被爆者の訴えが評価された結果だと述べる一方、世界では核兵器の使用の恐れが高まっていると指摘。「今こそ、広島、長崎の原爆被害を体験した日本の政府は、核兵器の使用を許さず、核兵器を全面的に禁止させる先頭に立たなければなりません」と強調しています。

岩手、長野、三重、長崎、沖縄の5県議会が可決し、鳥取、島根両県議会が趣旨採択。区市町村議会は38の趣旨採択を含めて1区318市333町85村となっています。

岩手県は県議会と全33市町村議会で可決。県・市町村議会を合わせて7割を超えたのは秋田、新潟、長野、鳥取、岡山、広島、徳島、高知、長崎の9県です。

日本原水協は、地方議会での意見書可決を5割に引き上げるために、議会への働きかけを強めています。

ひと

半世紀以上地域医療を支える循環器内科医

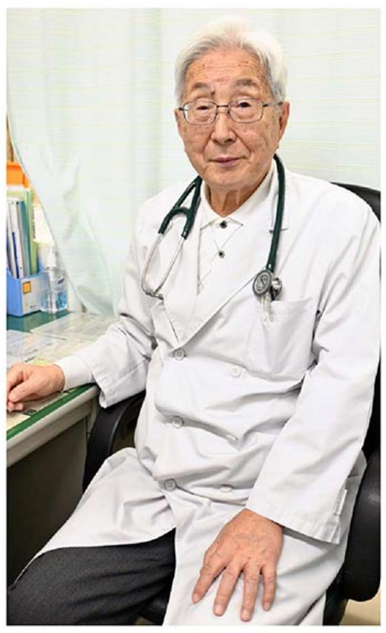

吉田廣海さん（81）

「生かされた感謝があるから続けている。健康が続く限り、役に立てる範囲でがんばりたい」とほほ笑みます。いまでも週2日、東京都内の診療所で外来や往診にあたっています。

高校3年生のとき、結核を患い1年間闘病しました。手術で肺の病巣を取り除き、完治。「父のきょうだいは2人結核で死んでいた。昔なら死んだ病気が、医療の発達で助けられた」と、医師を目指しました。

広島県出身。自宅は爆心地から離れ直接の被爆は免れました。高校を1年留年し、東京大学医学部へ。学園闘争に明け暮れ「1年余分になった」と笑います。

学費のため地域の病院で診察補助としてアルバイトをしました。「地域の人と膝を交えることや臨床が好きだった」。同級生が大学に残るなか、卒業後はバイト先だった病院に入職。

モットーは「差別せず誰でも診ること」。過労で体を壊した患者の労災認定のための診断や、病気を理由に会社から就労拒否された患者の復職を後押ししました。「企業とたたかうから、みんなやりたがらなかった」。労災認定を受けた男性は「生活が救われた」と、引っ越した山梨県から通い続けています。

高市早苗政権が労働時間の規制緩和を狙っていることに「とんでもないこと。過労で苦しんでいる人はたくさんいる」と憤ります。

健康の秘訣は囲碁です。「民医連や大学の仲間と楽しんでいるよ。囲碁も結核の療養中に覚えたね」

文・写真 小林 圭子

2026 焦点・論点

情報・提案は ファクス03（3350）1904 メールhensyukoe@jcp.or.jp「赤旗特報チーム」まで

アメリカのベネズエラ攻撃

国連憲章・国際法違反は明確 市民運動で国際的に連帯を

名古屋大学名誉教授（国際法） **松井 芳郎** さん

米トランプ政権が南米ベネズエラを攻撃し、マドゥロ大統領を米国に連れ去り、裁判にかけています。国際法を無視し、国際平和秩序を破壊するトランプ政権の軍事行動をどうみるか。松井芳郎名古屋大学名誉教授（国際法）に聞きました。（佐藤高志）

まつい・よしろう 1941年生まれ。元国際法学会理事長。『武力行使禁止原則の歴史と現状』『国際社会における法の支配を目指して』など著書多数。

―アメリカはマドゥロ政権が麻薬の密輸や人権侵害を行っているとして武力介入を正当化しています。

いくつかの理由を挙げていますが、いずれも国際法上、武力の行使を正当化する根拠には全くなっていません。国際法上、侵略とする以外には定義のしようがない行為です。

主権国家によって構成されている国際社会では、法執行活動は基本的には自国の主権内部の領域に限られています。公海上、ましてや外国の領域で別の国が法執行活動を行うことは、条約上の根拠でもない限りはできません。たとえ米国が法執行活動だと主張しても、国際法的には認められない行為です。

さらに重要なのは、トランプ大統領が（ニューヨーク・タイムズの）インタビューで「私に国際法は必要ない」と述べたと報じられていることです。国際法、国連憲章全体が脅かされているという状況だと思います。

トランプ政権が公表した国家安全保障戦略（NSS）では「米国の主権を守る」ことが強調されています。「主権」というのは国際法上の概念であり、「主権を守る」とは国際法の援用です。だから、「国際法は一切必要ない」というわけではなく、アメリカに都合が悪い点については国際法を無視するということです。国際社会は国際法や国連憲章が規律するのではなくて、アメリカが規律するという「アメリカ第一主義」の主張があらわれていると思います。

また、国家安全保障戦略では「西半球」の「支配」が強調されました。しかし、グローバルな覇権の主張が後退したとみることはできません。米国はカナダやデンマーク領のグリーンランドまで触手を伸ばしています。覇権の範囲はラテンアメリカにとどまりません。さらに、中東パレスチナのガザにも強力に介入しています。トランプ大統領になって、アメリカ帝国主義の本質がむき出しの形で表れてきたと見た方がいいと思います。

米国によるベネズエラ攻撃とマドゥロ大統領拘束に抗議の声を上げる人たち＝5日、米ニューヨーク（ロイター）

―国際法を無視、軽視する傾向は、米国だけでなく、ロシアや中国など大国にも広がっています。

大国による世界の勢力圏への分割という19世紀的な状況になりかねないという懸念はたしかにあります。ただ、西欧諸国は、ベネズエラのマドゥロ政権には正当性がないと批判しつつも、それを根拠とした武力行使を認めるスタンスは全くありません。マドゥロ政権に問題はあっても、武力を行使して介入するのは国連憲章・国際法に違反するというのが西欧諸国も含めた国際社会の一致した見解です。

1989年から90年にかけてアメリカがパナマに侵攻した事件がありました。マヌエル・ノリエガ将軍が麻薬の密輸に関与しているということで軍事侵攻し、捕縛してアメリカに連れて帰って有罪判決を下したのです。今回のベネズエラと同じ事例ですが、これについて国連総会は、明確な侵略行為であり、即時撤退するよう求める決議を採択しています。今回の事例でも、国連が態度表明することになれば、同じようになるだろうと予測されます。

したがって、今回の事件は国際社会全体の議論にしていかないといけません。一部の大国間のやりとりで、この事件をまとめることは絶対にやってはならないだろうと思っています。

一方、日本がアメリカのベネズエラ侵略に対し沈黙しているということは異常なことだと思います。日米同盟を基軸に日本のスタンスを決めているのだと思いますが、国際社会でものごとを決めるのは「力」ではなく「法」です。その点をあいまいにする日本政府の態度は批判の対象にされなければなりません。

―では、国際法や国連憲章を無視した武力行使を許さないために、どのような方法をとることができるのでしょうか。

国連憲章の仕組みである集団安全保障では、安保理事会が決定すれば国連軍を組織するという形の動きが想定されています。しかし、安保理常任理事5カ国（米、英、ロ、仏、中）には拒否権があるので、5大国に対する強制措置はできません。態度表明としても安保理事会が5大国の侵略行為を批判する決議を採択するということもありえません。

そうなると、国連総会の出番になります。総会は全ての国連加盟国で構成されていて、1国1票で民主的な決定ができるので、ここで決議を採択することはこれまでも行われてきました。総会の決定には拘束力はありませんが、国際世論を結集するという意味では大きな力があります。

また、国際司法裁判所は国際法を基礎に裁判をします。最近は各国の声を公正に反映するような裁判所の構成ができていますので、そこで議論すると、大国だからといって、勝手な言い分は通らなくなります。どちらに法的な勝ち目があるのかということで決まっていくという側面があるわけです。したがって、国際刑事裁判所にしても、国際司法裁判所にしても、積極的な役割を果たす可能性は非常に大きいと思います。

―私たち市民が個人としてできることはあるのでしょうか。

今回のアメリカのベネズエラ侵略に対しては、市民のレベルでも広範な批判の声が広がっています。アメリカの国内でも侵略を批判する運動が報道されています。さらに、イスラエル・ガザ紛争でも、イスラエルの国内で政府のやり方に批判があると報道されています。

ただ、今のところ各国別々にそういう運動があるということにとどまっています。これが、もし国際的に連帯して動くということになれば、これはトランプ大統領でも、とても無視できないような動きになるだろうと思います。

その際、国際法に違反するという批判は力を持ちます。国際法は、条文や慣習の積み重ねで一定の客観的な基準を持っています。市民が国際法、国連憲章を使えば、権力はありませんが、大きな力を発揮することも不可能ではありません。

市民運動の力を考える際、二つ方向があるだろうと思います。一つは、国連に署名を送るなど、国際社会に直接訴える方法です。もう一つは、各国の政府に働きかけるということです。

日本では、今も右傾化の動きが進んでいますが、その動きをはね返して、政府に平和を守るよう働きかけることもできます。日本国憲法の精神にのっとった政策を国際的に展開させるということは日本の国民として第一の責務だろうと思います。

21世紀を地方自治の時代に
住民と自治
2026 2月号（発売中） JUMIN TO JICHI MONTHLY 定価 800円 送料 71円
新春 公共の再生と これからの地方自治の可能性 三重県伊賀市長 稲森稔尚×中山 徹
特集 学校統廃合の新局面
―学園構想と複合化にどう向き合うか
学校統廃合の新局面とその背景
―教育活動、学校体系、財政効率性の根拠なきリンク
学校統廃合・複合化の展開と財政誘導
長野・須坂市 「須坂学園構想」と住民参加の学校づくり 須坂の「学園構想」と子どもの学びと育ちを考える市民の会
東京・三鷹市 学校統廃合・施設複合化で深まる矛盾と運動の広がり 前田まい
奈良・香芝市 学校という財産を私たちの手に取り戻した ―学校統廃合の計画案廃止への不断の取り組み 辻村有希
対談 山本田美 平岡和久
FOCUS 独立採算制の限界領域に横たわる「下水道事業（上）」 太田 正
ZOOMIN 東京「新宿こはんプラス」から見えてくるもの ―生活困窮者への食料配布と相談活動 谷川智行
見本誌（バックナンバー）ご希望の方にお届けします。
編集●自治体問題研究所 発行●自治体研究社 https://www.jichiken.jp/
〒162-8512 東京都新宿区矢来町123 矢来ビル4F TEL：03-3235-5941 FAX：03-3235-5933

民医連医療 MIN-IREN IRYO
2月号（No. 641） 2月15日発行 頒価650円（送料87円）
【特集】非戦・人権・ケアの倫理―第17回全日本民医連学術・運動交流集会
■記念講演 紛争地、被災地に生きる人々の声～取材から見えてきたこと～ 安田 菜津紀
テーマ別セッションⅠ 子どもの人権と未来を守るソーシャルアクション
■子どもが幸福追求できるための人権保障を～選別する貧困対策から権利保障へ～ 志賀 信夫
■現場の事例を通して深める 樋之口 洋一
テーマ別セッションⅡ どうする？食べることの多職種協働～現場の工夫や気付きと専門職の力を融合させよう～
■医科歯科連携のなかで歯科に求められるもの・知ってほしい歯科のこと 井上 誠
■職種ごとの視点を交流 冨澤 洪基
テーマ別セッションⅢ 戦後・被ばく80年、戦争と医療・介護従事者の倫理～健康権の実現をめざすアジアの連帯を
■過去に向き合い、連帯する力 編集部
発行／全日本民主医療機関連合会
〒113-8465 東京都文京区湯島2-4-4平和と労働センター 7F
電話03（5842）6451 Fax03（5842）6460
http://www.min-iren.gr.jp/

あなたと民医連をつなぐ月刊誌
いつでも元気 MIN-IREN
2月号 定価 380円
□日本軍の住民虐殺 久米島
□けんこう教室 糖尿病の予防と治療
□いのちの水が危ない 熊本
□民医連の理念 ここに 岩手
お金をかけない健康法 認知症の予防⑱
潮薫る南予 海と暮らす人々 愛媛県愛南町
結婚式に出席したい 秋田
食と健康 家計お助けレシピ
ようこそ映画館へ／旅するわらべうた
終活講座（相続の手続き⑲）／スラヴ放浪記
編集・全日本民医連／発行・保健医療研究所
東京都文京区湯島２－４－４平和と労働センター
☎03（5842）5656 ファクス03（5842）5657

障害者の権利を守り、発達を保障するために
みんなのねがい
2026年2月号［月刊］定価715円（本体650円+税）
卒業おめでとう
●生活年齢の節と卒業／石垣雅也（北海道教育大学）
●感謝の気持ちを花束に／前原真奈美
●あなたはあなたのままでいい／式地愛子
●安心できる居場所で仲間とともに大きくなろう／鈴木智代子
●18歳までの自分づくりとこれからの自分づくりへ／中島芳明
好評連載
ソーシャルワークってなんだろう？
一度しかない生活を支え、人生に寄り添い、かけがえのない生命を共に輝かせるために
木全和巳（日本福祉大学）
全障研出版部最新刊 定価2,750円（本体2,500円＋税）
障害者問題研究第53巻 第3号
特集 障害のある子どもの意見表明権を考える
全国障害者問題研究会出版部
〒162-0801 新宿区山吹町 4-7 新宿山吹町ビル 5F
TEL:03-6265-0193 FAX:03-6265-0194 www.nginet.or.jp

福祉のひろば
2月号 購読お申込み （有）福祉のひろば 定価550円（税込・送料別）年間購読料6,600円（送料込）
特集 高齢期の住まいを考える
住み慣れた家、地域での暮らしをみんなで支える 岡山中央福祉会
「選べる」のは高齢者ではなく事業者側?! 一緒に住める場所を探して ――私たちの選択 松田博幸
高齢期の住まいを考える 新井康友
●トピックス
「親なき後」の問題の背景にあるケアの家族依存と脱施設化政策 ――「障害のある人の暮らしと、家族の健康・暮らしの調査」 田中智子
自分たちのまちは自分たちでつくる ――住民自治のカナメとしての公民館活動
労働組合運動から生まれた事業団活動の発展
なかまと職員と家族と、ともに築く暮らしの場 親子で支え合う暮らしを続けたい 森スミエ
続・ヘルパー一歳時記 信頼関係の積み重ねのなかで①
◆web申込みはクレジットカード決済にも対応！
http://www.sosyaken.jp/hiroba/
TEL・FAX06（6779）4955 編集 総合社会福祉研究所

現場から教育を問う
クレスコ CRESCO
定期購読受付中
2026 2月号［No.299］ ◆毎月25日発売・B5判・825円（税込）
［発行］大月書店 東京都文京区本郷2-27-16 電話03（3813）4651（代表）
特集 主権者としての力を育む 学校の自治活動
子どもの権利と学校教育 名古屋経済大学 鎌倉 博
「平和で民主的な社会をつくる主権者」を育てるために 大学非常勤講師 佐々木孝夫
私の出会った先生⑮ 先生の先生 写真家 迫川尚子
憲法と私 「平和の自由」と民主主義の関係 東京大学大学院 隠岐さや香
どの子も発達のねがいを持っている⑤ 気になる子の思いと集団の思い 岐阜大学 別府 哲
［編集］クレスコ編集委員会・全日本教職員組合
お問い合わせは、所属組織または全教へ